

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課)	571
○公共測量の実施 (用地課)	〃
公 告	
○令和 8 年度クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)	572
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○令和 8 年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地課)	573
○非農用地区域内に換地する土地の指定 (中丹広域振興局)	〃
○海岸保全基本計画の変更 (河川課)	〃
○河川法に基づく措置命令の公告 (京都土木事務所)	574
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、乙訓土木事務所、山城南土木事務所)	〃

教 育 委 員 会	
○落札者の決定	574
公 安 委 員 会	
○落札者の決定	575
選挙管理委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	576
監 査 委 員	
○監査の結果の公表	〃

告 示

京都府告示第438号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示(昭和60年京都府告示第227号)の一部を次のように改正し、令和 8 年 8 月 31 日から施行する。ただし、表株式会社京都銀行本店の項、同下鴨支店の項及び同聖護院支店の項の改正規定は、令和 8 年 9 月 7 日から施行する。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表株式会社京都銀行本店の項中「除く。）」の右に「、京都府立図書館」を加え、同表同下鴨支店の項中「(京都府左京警察署分庁舎を除く。))」を削り、同表同聖護院支店の項を削り、同表同山科小野支店の項中「山科小野支店」を「山科中央支店」に、「京都市山科区小野鐘付田町122番地」を「京都市山科区榎ノ辻池尻町14番地 1」に改め、「京都府立東稜高等学校、」を削り、同表同六地

蔵支店の項中「京都府立東宇治高等学校」を「京都府立東稜高等学校、京都府立東宇治高等学校」に改める。

京都府告示第439号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から通知があった。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
舞鶴市の一部
- 2 測量の期間
令和 8 年 8 月 7 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
- 3 測量の種類
公共測量(基準点測量座標補正、地籍基本細部測量及び三次元点群測量)

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条の
規定により、令和 8 年度クリーニング師試験を次のとおり
実施する。

令和 8 年 8 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日時
- 令和 8 年 11 月 22 日（日）午前 10 時 30 分から午後 5
時まで
- (2) 場所
- 京都テルサ
- 京都市南区東九条下殿田町 70
- 2 試験科目
- (1) 学科試験
- ア 衛生法規に関する知識（三肢択一、10 題）
- イ 公衆衛生に関する知識（三肢択一、10 題）
- ウ 洗濯物の処理に関する知識（三肢択一、10 題）
- (2) 実地試験
- 洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別及び洗濯
物（カッターシャツ）の仕上げ技術）
- 3 受験資格
- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定
する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和 30
年法律第 154 号）附則第 5 項の規定により学校教育
法第 57 条に規定する者とみなされる者
- 4 受験手続
- (1) 提出書類等
- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 受験資格を有することを証する書類
- エ 写真（受験願書提出前 6 箇月以内に撮影した正
面・上半身・無帽、縦 4.5 センチメートル、横 3.5
センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年
月日を記載したもの）
- オ 受験手数料
- 7,810 円（所定の額の京都府納付済証を受験願
書に貼付すること。）
- (2) 受付期間
- 令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 9 日（金）
まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 受付時間は、午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
及び午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- (3) 受付場所及び提出方法
- 京都府文化生活部生活衛生課、京都府保健所又は
京都府広域振興局内の総合案内・相談コーナー（田

- 辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津
総合庁舎内のものに限る。）に持参すること。
- 5 合格発表
- 令和 8 年 12 月 22 日（火）午前 9 時に京都府ホームペー
ジ、京都府庁、京都府総合庁舎（舞鶴総合庁舎を除く。）
及び京都府中丹東保健所に合格者の受験番号を掲示す
る。
- 6 その他
- (1) 受験願書等は、4 の(3)の受付場所及び京都府ク
リーニング生活衛生同業組合において、令和 8 年 9
月 14 日（月）から配布する（日曜日、土曜日、祝日
及び休日を除く。配布時間は、午前 8 時 30 分から正
午まで及び午後 1 時から午後 5 時（令和 8 年 10 月 9
日については、午後 4 時 30 分）まで。ただし、京都
府クリーニング生活衛生同業組合においては日曜
日、土曜日、祝日及び休日を除く日の午前 9 時から
午後 4 時まで）。
- (2) 試験についての問合せは、京都府文化生活部生活
衛生課（電話（075）414-4757）又は京都府保健所
に行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第
5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その
届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周
辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい
て意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模
小売店舗立地法施行細則（平成 12 年京都府規則第 38 号）
第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出す
ることができる。

令和 8 年 8 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- SDK 合同会社
- 箕面市外院二丁目 15 番 1 号
- 代表社員 神崎 勝行
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- エムズモール
- 宇治市槇島町清水 48 番地
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	13,818㎡	13,279㎡	令 9. 4. 1	店舗レイアウトの変更のため

- 2 届出年月日
令和 8 年 7 月 31 日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和 8 年 8 月 28 日から令和 9 年 12 月 28 日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時
令和 8 年 11 月 13 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所
京都経済センター 6 階 6-D
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地）
- 3 試験方法
選択式筆記試験
- 4 試験科目
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 5 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（受験願書提出前 6 箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、無背景のもので、縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもの）
※ 写真裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
ウ 受験手数料
8,130 円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）
(2) 受付期間
令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
なお、郵送の場合は、令和 8 年 10 月 2 日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
(3) 提出先
京都府商工労働観光部産業立地課又は京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

- (4) 問合せ先
ア 京都府商工労働観光部産業立地課（電話（075）414-4848（直通））
イ 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0774）21-2103（直通））
ウ 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0771）23-4438（直通））
エ 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0773）62-2506（直通））
オ 京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0772）62-4304（直通））



土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 第 1 項の規定により、府営農業競争力強化農地整備事業舞鶴女布地区に係る換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和 8 年 8 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

市町村	町又は字	地番	地目	用途	地積	指定に係る地積
舞鶴市	字女布小字大坪	191	田	田	㎡ 598	㎡ 342
〃	〃	193 の 1	〃	〃	460	460



海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条の 3 第 7 項の規定により、海岸保全基本計画を変更したので、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 28 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 海岸保全基本計画を定める沿岸名
丹後沿岸
- 2 縦覧場所
京都府農林水産部農村振興課、京都府農林水産部水産課、京都府水産事務所、京都府建設交通部河川課、京都府商工労働観光部・建設交通部港湾局港湾企画課、京都府中丹東土木事務所及び京都府丹後土木事務所



河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項又は第29条第1項に違反する行為について、同法第75条第1項の規定による措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定により、次の措置を行うべきことを公告する。

なお、違反行為が行われている場所を示す図面は、次の閲覧場所において、令和8年8月28日から令和8年9月28日まで閲覧することができる。

令和8年8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 違反行為が行われている場所

京都市北区衣笠開キ町57番地先（一級河川淀川水系 天神川左岸）

2 違反行為

- (1) 工作物の設置
- (2) 廃物の投棄

3 行うべき措置の内容

5の連絡先に申し出た上で、令和8年9月28日までに京都府京都土木事務所長の指示に従い、違反行為に係る物件を除却し、土地を原状回復すること。

4 京都府京都土木事務所長による措置等

3の措置が行われないときは、京都府京都土木事務所長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により当該措置を行うべき者の負担とする。

5 閲覧場所及び連絡先

〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10の4
京都府京都土木事務所施設保全・用地課
電話（075）701-0102



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

第5工区

福知山市旭が丘142の一部、143、314の一部、宇天田小字樹木121の1の一部、121の2の一部、121の3の一部、小字箕腰126の一部、128の1の一部、513の一部、514の1の一部、514の2から514の4まで、514の7、514の8、515、517の1の一部、517の2、518の1の一部、518の2の一部、518の3、519の2、519の3

（関連区域）

福知山市夕陽が丘208の一部、209の一部、旭が丘313の一部、314の一部、宇天田小字箕腰517の3の一部、517の4、519の10の一部、519の12、519の13、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市北区中之島三丁目3の3 中之島三井ビルディング

東レ建設株式会社

大阪市北区大淀中一丁目1の88

積水ハウス株式会社

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

舞鶴市字常小字常601の2

（関連区域）

舞鶴市字常小字常599の3の一部、600の3の一部、605の3の一部、府有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

舞鶴市字松陰8の5 205号

二谷 学

3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

向日市上植野町十ヶ坪6の1

（関連区域）

向日市上植野町十ヶ坪6の2、7の3の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

守口市桜町4の17

敷島住宅株式会社

4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

木津川市市坂久保川11の1の一部、13の一部

（関連区域）

木津川市市坂久保川11の1の一部、11の2

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

奈良市青山八丁目104

株式会社育m i

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第5号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年8月28日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1(1) 業務の名称及び数量

令和8年度京都府立高等学校及び附属中学校教員用情報通信機器の賃貸借業務 一式

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府教育庁指導部教育 D X 推進課（京都府庁第 3 号館 4 階）

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(3) 落札決定日

令和 8 年 7 月 21 日

(4) 落札者の名称及び所在地

N T T ・ T C リース株式会社

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

(5) 落札金額

684, 918, 000 円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 8 年 6 月 9 日

2(1) 業務の名称及び数量

京都府立宇治支援学校スクールバス運行業務 一式

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府立宇治支援学校事務部

宇治市広野町丸山 10 番地

(3) 落札決定日

令和 8 年 7 月 23 日

(4) 落札者の名称及び所在地

株式会社キャビック

京都市右京区梅津段町 8 番地

(5) 落札金額

297, 116, 820 円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和 8 年 6 月 12 日

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第 86 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 落札に係る物品の名称及び予定数量

自動車用レギュラーガソリン 88, 000 リットル

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

3 落札者を決定した日

令和 8 年 6 月 19 日

4 落札者の名称及び所在地

伊丹産業株式会社

伊丹市中央 5 丁目 5 番 10 号

5 落札金額

13, 397, 120 円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和 8 年 2 月 13 日

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第 114 号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

40, 886 人

京都府選挙管理委員会告示第 115 号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

355, 534 人

京都府選挙管理委員会告示第116号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,557人
上 京	区	20,571人
左 京	区	40,212人
中 京	区	29,429人
東 山	区	9,027人
山 科	区	35,622人
下 京	区	21,468人
南	区	27,210人
右 京	区	52,914人
西 京	区	39,574人
伏 見	区	72,791人
福 知 山	市	20,388人
舞 鶴	市	20,792人
綾 部	市	8,577人
宇治市及び久世郡		54,019人
宮津市及び与謝郡		10,568人
亀 岡	市	23,923人
城 陽	市	20,674人
向 日	市	15,523人
長岡京市及び乙訓郡		27,124人
八 幡	市	18,861人
京田辺市及び綴喜郡		23,570人
京 丹 後	市	14,038人
南丹市及び船井郡		11,792人
木津川市及び相楽郡		33,210人

監 査 委 員

8 年監査公表第 7 号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 28 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 岡 本 吉 弘

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から令和 8 年 6 月 15 日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、京都府職員措置請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 誰が（請求の対象職員）

京都府知事

イ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

1 - 51 と 1 - 143 の小修繕工事の支払い

ウ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

公共事業でチェーンソー無資格では工事できないから

エ その結果どのような損害が府に生じているのか

府民の公金を不正に支払っている。

(2) 請求人の措置請求事項

罰則と公金の返還

◇要点

1 チェーンソー無資格者が1月16日、6月13日、25日、26日の4日間、伐採工事を行って、公金をもらうのは納得できない点

なお、6月13日、25日有資格者2名との報告ですが、1名は林業従事者で、他の1名については免許更新が明確になっていない点を調べてください。

2 公文書の写真はでたらめです。写真に日・時が表示されていません。1月16日の写真は季節も改ざんされています。調べてください。

3 公文書の作業報告書と乙訓土木事務所からもらったリスクアセスメントKY活動表では作業員の数に改ざんが見られます。調べてください。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

資料1：小修繕工事請負契約書（契約日：令和 6 年 5 月 23 日）

資料2：第1回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 2 月 28 日）

資料3：第2回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 3 月 26 日）

資料4：第3回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 5 月 7 日）

資料 5：第 4 回変更工事請負契約書（契約日：令和 7 年 9 月 29 日）

資料 6：小修繕工事指示書（指示日：令和 6 年 10 月 2 日）

資料 7：小修繕工事報告書（作業日：令和 7 年 1 月 16 日）

資料 8：小修繕工事指示書（指示日：令和 7 年 5 月 20 日）

資料 9：小修繕工事報告書（作業日：令和 7 年 6 月 13 日、25 日、26 日）

資料 10：小修繕工事完成届（届出日：令和 7 年 1 月 17 日）

資料 11：小修繕工事完成届（届出日：令和 7 年 10 月 30 日）

資料 12：小修繕工事等成績評定通知書（通知日：令和 7 年 4 月 30 日）

資料 13：小修繕工事等成績評定通知書（通知日：令和 7 年 12 月 8 日）

資料 14：工事打合簿（令和 7 年 7 月 3 日発議）

資料 15：京都弁護士会会長宛て照会回答文書

資料 16：リスクアセスメント K Y 活動表

資料 17：公文書公開請求書等

第 2 請求の受理

本件請求について、措置請求事項の要点 1 のうち、令和 7 年 1 月 16 日に行った伐採工事請負代金の支出及び要点 2 の写真の改ざんに係る措置請求は、法第 242 条で定める要件を具備していないので、これを却下することとし、その余の請求は、同条で定める要件を具備しているものと認め、受理した。

却下の理由は、次のとおりである。

法第 242 条第 2 項では、監査請求期間について、「住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これをするができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」と規定されている。

この 1 年の期間の制限の趣旨について、平成 14 年 7 月 16 日の最高裁判所第三小法廷の判決では、「支出負担行為、支出命令及び支出については、法第 242 条第 2 項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法または不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれかを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。」と判示している。

そこで本件についてみると、請求人は令和 6 年 9 月に乙訓土木事務所に自宅の隣接地の官地の伐木を依頼し、令和 7 年 1 月と 6 月に伐木にきた旨認識しており 1 月と 6 月の作業が一連のものとして請求しているが、本件請求は令和 8 年 6 月 15 日に行われて

おり、1 年を経過しているものである。また、1 月の伐木の際、自宅敷地に伐木した木が倒れてきて、現場保存や証拠写真の撮影を作業者に依頼する等、当日の会話を覚えている旨主張しているため法第 242 条第 2 項のただし書きにも当たらない。なお、監査の過程で 1 月の作業については同年 2 月 25 日に工事請負代金が支出されていることも確認している。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を令和 7 年 6 月に実施された伐採工事に係る「チェーンソーの無資格者が行った公共工事に対する公金の支出及び作業報告書の改ざんが、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか」とした。

2 監査対象部局

建設交通部及び山城広域振興局

第 4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定により、令和 8 年 7 月 7 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第 8 項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員 4 名が立ち会った。

なお、当日、請求人から陳述の補足説明を行うため補佐人の同席を求める申請書の提出があり承認された。

2 当日は、請求人及び補佐人が出席し、おおむね以下の陳述を行った。

なお、請求人から新たな資料として、「受注者からの書面」「下請業者の代理人弁護士からの書面」「現場付近の写真」の提出があった。

＜請求人の陳述＞

乙訓土木事務所の職員 A が関わったのは、令和 7 年 1 月 16 日に、実際、木を倒された事故があり、その時に、「現場保存をしてもらいたい。」「写真を撮ってもらいたい。」と言ったが、応じず口約束で、「修復する。」と言ったが、応じなかった。その現場に、元請業者社長が同席していたが 6 月 26 日まで、何者か分からなかった。

そして、6 月 26 日に 6、7 メートルの高さの木が家の壁に当たった。元請業者社長と元請業者作業員は、葉っぱと小枝は当たったが幹は当たってないと言うが、幹は枝分かれしているし重さのある木が当たらないと、ブロック塀も、雨戸と波板も、サッシの一部も、庭木も壊れない。それが弁護士からの書面には、擦ったと書いてある。

それと、乙訓土木からもらった日報の人数が、6 月 26 日は 2 名だったが、公文書では 3 名と改ざんされている。3 名いたら事故の写真が撮れるはずが撮られていない。始め・中締め・終わりと区分して小黒板を置いて撮るのがこの業界の約束だ。

事故の起こった 11 時 30 分前後は夕立の様な大雨で、法令によると、工事を中止するのが当たり前。

また木を切る際は最低 3 人が必要との規定があるが、2 人しか現場で見ていない。家の台所の小窓から「現場保存してくれ。」と 2 人の顔を見て言った。その際、木を引き抜くことが大事で謝罪の言葉もなかった。

26日の昼過ぎに乙訓土木事務所に連絡し、夕方 4 時半頃に来て、元請業者社長と下請業者作業員と話をし、「保険で払う」ことになった。27日に乙訓土木事務所で三者で協議をし、「警察に届けなくても保険は下りるから」と言われ、警察に届けなかった。が、いつまで経っても連絡がないので、乙訓土木事務所の職員 B に保険会社を教えてもらった。保険会社に連絡したら 1 時間ほどで査定までしてもらったが、結局、コンプライアンス上問題があり保険では払えないと言われ、下請業者との話合いで解決してくださいと言われた。

その後、向日町警察署に 11 月 4 日に事故届を、労働基準監督署にも 11 月 21 日、25 日、12 月 2 日、8 日の 4 回通知した。それから弁護士法第 23 条を使って乙訓土木事務所に問い合わせ、工事の日や、作業員の人数が分かった。また、事故の写真も撮影せず、発生直後の事故報告もされていないことが分かった。にもかかわらず、口頭注意の処分で罰金等もなく、工事契約書の第 19 条の関係法令遵守にも違反しているのに工事費を支払ってはいけないと思う。小修繕工事等成績評定通知書では点数が 76 点から 69 点に下がっているが、処罰なしで工事代を受け取るのはおかしいと思う。後は写真について、補佐人が話す。

<補佐人の陳述>

まずこの写真、令和 6 年 9 月に撮った写真で、台風等でしょっちゅう枝が折れる。この枝を切りに来てと頼んだら、令和 7 年 1 月にやっと来た。この時、ブロックの向こう側は雑木林になっている。なので、情報公開請求した写真は土が見えていてありえない。その後、6 月に来た時に、草を刈って切り株が見えるようにしてくれと言って、綺麗に草を刈ってくれたんで、その時の写真を 1 月だと報告している。季節の改ざんだ。

1 月の時は、乙訓土木事務所の職員 A が来て、「証拠を隠さず写真を撮って現場保存してくれ。」「警察も呼んで。」と言ったら、「大したことないので後で養生に来る。」と言って立ち去った。作業員たちも何も言わずに立ち去った。

6 月 26 日の事故の日もお昼に乙訓土木事務所に電話したら夕方 4 時半に乙訓土木事務所の職員 C と職員 A が来て、その後、下請業者作業員と謎の老人が来た。その際、木は伸びるとか好き放題言って名乗らず帰った。その日の夕方 6 時頃、乙訓土木事務所に行き、老人の名前を聞いて、元請業者社長だと分かった。その後、元請業者社長を問い詰めると、嘘をついていたと言ったので謝罪の念書を書かせた。

最後に伐木の切り口が、チェーンソーの資格のあ

る人が切った切り口と明らかに異なり、無資格者が切った証拠になると思う。

第 5 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第 242 条第 8 項の規定により、請求人及び補佐人の立会いを認めたところ、請求人及び補佐人が陳述に立ち会った。
- 2 関係執行機関の職員 4 名が出席し、乙訓土木事務所施設保全課長が請求の要旨に対しおおむね次の趣旨の陳述を行った。
- 3 当該陳述後、関係執行機関への調査を実施し、その要旨も含めて下記の陳述等に記載する。

<関係執行機関の陳述等>

はじめに、乙訓土木事務所施設保全課は、本件請求があった工事の発注者である。

したがって、工事内容を指示し、また、工事を監督し、工事が完成した際には、受注者に対し請負代金を支払う。

次に、事実関係について述べる。経過として、令和 7 年 1 月 16 日、6 月 13 日、25 日、26 日の 4 日間、請求人隣接箇所において伐採工事を実施した。

令和 7 年 6 月 26 日午後には請求人の親族から物損事故があったと連絡を受け、請求人の親族、受注者、乙訓土木事務所等で事故状況の確認を実施した。

令和 7 年 7 月 3 日付けで、受注者に対し、請求人等から、受注者の物損事故後の対応を含め苦情を受けていること、チェーンソーを使った作業において労働安全衛生法等を遵守していないこと、施工中、事故が発生した場合、速やかに監督職員に連絡されていないことから、速やかに是正し、再発防止に努めるよう指示を行った。

受注者からは、労働基準監督署に事故報告を行い、処分等の話はなく、再発防止のため、今後の資格確認、チェックリストの作成等について助言・指導を受けたと報告を受けている。

なお、令和 7 年 1 月 17 日と 10 月 30 日に、受注者から本工事に係る工事完成届が提出され、請負代金を支払った。

このような中、伐採工事においては、チェーンソーを使用する場合、労働安全衛生法等に基づき、伐木等の業務に係る特別の教育を受ける必要があるが、本件請求工事受注者の作業員において、これを遵守していないことがわかったため、是正を求め、再発防止に努めるよう指示し、是正されたことを確認している。

なお、労働安全衛生法に基づく罰則は、監督官庁である「労働基準監督署」のみ科せられるものと認識している。

次に、作業報告書の写真について、受注者から作業を実施した日に、実施した工事内容に関して撮影されたものとして提出されており、改ざんなどはされていないと考えている。

最後に、請負代金の支払いについて、小修繕工事

請負契約書に基づき、指示した工事が完成した際に行うもので、支払った請負代金の返還を求める事由はないと考えている。

しかしながら、受注者から提出された作業報告書において、今回、作業人数に誤記が判明したため、その対応については今後、受注者と協議し、適正かつ速やかに進めたいと考えている。

第 6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

措置要求事項のうち、罰則については、監査請求の対象とならないため却下し、その余の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) チェーンソー無資格者が伐採工事を行っていた事実については以下のとおりであった。

- ・ 令和 7 年 6 月 13 日、25 日、26 日の 3 日間のうち、13 日及び 25 日の作業については、有資格者が作業に従事していたが、26 日は無資格者による伐採作業が行われており、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に違反している。
- ・ 工事受注者は、労働基準監督署に事故報告を行ったが、処分の話はなく、再発防止のため、①作業員全員の資格確認と管理②無資格者の即時教育の実施③教育・訓練体制の整備④作業前チェックリスト制度の導入⑤法令遵守マニュアルの整備について助言・指導を受け、資格切れの作業員 1 名は、令和 8 年 3 月 30 日にチェーンソー特別教育を修了した。
- ・ 乙訓土木事務所からは、工事受注者に対し是正計画書の提出を求め、再発防止に努めるよう指示した。

また、法令違反の事実が判明したため、「小修繕工事等成績評定要領」に基づき、項目別評定点の法令順守等を減点し、評定点を下けている。

(2) 乙訓土木事務所に提出された作業報告書とその日の作業内容ごとに想定される危険と対策を記入する K Y 活動表との作業員数の違いについては以下のとおりであった。

- ・ 令和 7 年 6 月 26 日の作業報告書には作業員 3 名と記載されており、同日の K Y 活動表には作業員 2 名の氏名が記載されていた。K Y 活動表は乙訓土木事務所が工事受注者の検査実施の際に提示を求め、安全管理の観点から K Y 活動の有無を確認するものであり、作業報告書と K Y 活動表の人数の突合まではしていなかった。実際には作業員 2 名が伐木作業を行っていたことが判明した。

(3) 公金の支出については以下のとおりである。

- ・ 乙訓土木事務所が、小修繕工事請負契約書に基づき指示した工事の完成に伴い、工事受注者から提出された完成届を基に履行確認を行い、請負代金を支出した。
- ・ 一般的に、請負代金の返還が生じる場合は、法令違反に加え、契約解除・損害発生・不正受給などの追加事情が必要であるが、今回、追加事情はなく、労働安全衛生法に違反しているだけでは、請負代金の返還が生じるものではない。
- ・ 京都府の「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」第 2 条の規定により、業務関係法令等に重大な違反をしたときは指名停止となるが、本件は該当していない。
- ・ なお、6 月 26 日の作業員数の誤記が判明したことにより、46,483 円の過払いが生じたが、令和 8 年 7 月 21 日に受託業者から返還された。

(4) その他の事項として、京都府の「土木工事共通仕様書（案）（1-1-1-33）」により、工事受注者は、施工中の事故について直ちに監督職員である乙訓土木事務所に連絡することとなっているが、これが行われず、請求人が乙訓土木事務所に通報したことにより事故が発覚した。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) 措置要求の罰則については、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限定されており、法第 242 条第 1 項に該当しない。
- (2) 措置要求の公金の返還については、小修繕工事請負契約書に基づき実施された小修繕工事は乙訓土木事務所の指示どおりに施行されており、返還を求める事由は認められない。

第 7 要望

監査の結果は以上のとおりであるが、乙訓土木事務所は、受注者への法令遵守の指導を徹底し、今後、より適正な事務の執行に努められるよう要望する。